

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第1号様式(調理要領)</p> <p>2 滞納者が有する確定判決書等を添付して行う場合には、当事者の住所氏名のみを記載し、押印の必要はないが、この場合には、譲受者名の下部余白に「右代位者〇〇税務署長<u>財務事務官</u>〇〇〇」と記載し「電話加入権譲渡承認請求における譲受人代位書(第2号様式)」と割印をする(第3の9((売買又は贈与による場合))の(1)の注書参照)。</p> <p>第2号様式(電話加入権譲渡承認請求における譲受人代位書)</p> <p>第4号様式(加入承継届における届出人代位書)</p> <p>【様式中】 「<u>財務事務官</u>」</p>	<p>第1号様式(調理要領)</p> <p>2 滞納者が有する確定判決書等を添付して行う場合には、当事者の住所氏名のみを記載し、押印の必要はないが、この場合には、譲受者名の下部余白に「右代位者〇〇税務署長<u>大蔵事務官</u>〇〇〇」と記載し「電話加入権譲渡承認請求における譲受人代位書(第2号様式)」と割印をする(第3の9((売買又は贈与による場合))の(1)の注書参照)。</p> <p>第2号様式(電話加入権譲渡承認請求における譲受人代位書)</p> <p>第4号様式(加入承継届における届出人代位書)</p> <p>【様式中】 「<u>大蔵事務官</u>」</p>